

2020年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
刑 事 訴 訟 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、令状による搜索の範囲についての理解を問うものである。

本問のように、場所に対する搜索令状が発付された場合、それによって当該場所にいる人の身体や所持品を搜索できるのかが問題となる。判例は、本問とほぼ同様の事案について、「警察官は、Xの内妻であったAに対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、A及びXが居住するマンションの居室を搜索場所とする搜索差押許可状の発付を受け、……右許可状に基づき右居室の搜索を実施したが、その際、同室に居たXが携帯するボストンバッグの中を搜索したというのであって、右のような事実関係の下においては、前記搜索差押許可状に基づきXが携帯する右ボストンバッグについても搜索できるものと解するのが相当である」としている（最一小決平成6年9月8日刑集48巻6号263頁）。これについて、学説上は、「場所」に置かれた「物」は、「人の身体」とは異なり、「場所」の一部であり（「物」に関する利益は「場所」に関する利益に包摂される）、また、「物」が「場所」に単に置かれているか人が手に持ったかで、「物」に関する利益が変化するわけではないといった説明がなされている。

本問で問われているのは、学部の刑事訴訟法の授業では必ず取り上げられ、教科書でも必ず触れられている基礎的事項である。したがって、入試のために特別な勉強をする必要は全くない。講義を聴き、教科書を丁寧に読んでいれば、解答を導くことができる問題である。

以 上